

今月のおしらせ市場



わたしのおかあさん
富田知実ちゃん(5歳7か月・新飯田保育園)
直美さん(29歳・下中村)

募集します
●市営住宅の入居者
□募集住宅

種別	団地名	戸数	床面積	月額家賃
1	新幹線	2	五八・八六㎡	二〇〇〇円
2	菱潟	2	二九七㎡	二〇〇〇円

電気・ガス・水道料金は入居者負担
□入居資格 ①住宅に困りつつよに入居する親族(内縁関係、婚約者を含む)があること。菱潟住宅のみ、次に該当する人は一人でも申し込みます(ただし、常時の介護を必要とする人は除く)。①男子は六十歳、女子は五十歳以上の人 ②一級から四級までの身体障害者 ③戦傷病者で特別項症から第六項症まで、または第一款症に該当する人 ④原爆被爆者で厚生大臣の認可を受けている人 ⑤生活保護を受けている人 ⑥海外引き揚げ者で、引き揚げから五年を経過していない人

②月収が所定の算出方法により
①一種 八万七千円を超え、十四万一千円以下の人
②二種 八万七千円以下の人
□申し込み・問い合わせ先 八月十五日(水)までに福祉事務所庶務係(☎二五〇)へ。

●男子警察官(高卒)
□受験資格 昭和三十三年四月二日から昭和四十二年四月一日までに生まれた男子で、高等学校を卒業した人、または昭和六十三年三月三十一日までに卒業見込みの人
□採用予定人員 約四十五人
□第一次試験日 九月二十三日(日)
□申し込み・問い合わせ先 九月八日(土)までに白根警察署(☎二二二)へ

●県グラフ・コンクールの作品
□課題 作品の課題は自由ですが、小学三年生以下の児童の作品については、児童が観察した結果をグラフにしたもの □応募資格 小学生以上 □応募締め切り 九月八日(土)

●就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験
□受験資格 昭和六十三年三月三十一日までに満十五歳以上になる人で、次のいずれかに該当する人が受験できます。
①現在、義務教育諸学校への就学を、猶予若しくは免除を受けている人、または以前に受けた人
②旧尋常小学校、旧国民学校への就学の猶予または免除を受けた人
③義務教育諸学校を卒業できなかった人

●児童扶養手当
①福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当
②現金払いにかかわる厚生年金、船員保険年金など
日に当たるため、次の年金の支払い開始日は、八月十三日(月)となります。

●福祉年金
●福祉年金は八月期の福祉年金を受けたら、緑の証書をお返しくたさい

月八日(土)
詳しくは、県企画調整部統計課(☎二五二)☎五五一)☎三二四七)へどうぞ。
お願いします
●書庫除菌のため、果樹園に近づかないで
果樹を「鳥害」から守るため、猟銃による駆除が、各地区で行われています。危険ですから、次の時間帯には果樹園に入らないよう注意してください。
□実施期間と時間帯 九月十三日までの奇数日。日の出から二時間、正午から一時間 □実施地区 新飯田、茨曾根、庄瀬、大郷、鷲巻、根岸の果樹地帯 □問い合わせ 農政課農産係(☎二二八)へ。

善意をありがとう
▼市へ 今井 操さん(一の町二) 三十万円 ▼市内保育園(十三か所)へ 白根建設業協会青年部会:園庭用砂(2t車) 十三台分 ▼白井保育園へ 母の会:湯沸かし器

今月の納税
□市・県民税(二期)、保険税(三期) 納期限は八月三十一日です。忘れずに納めましょう。

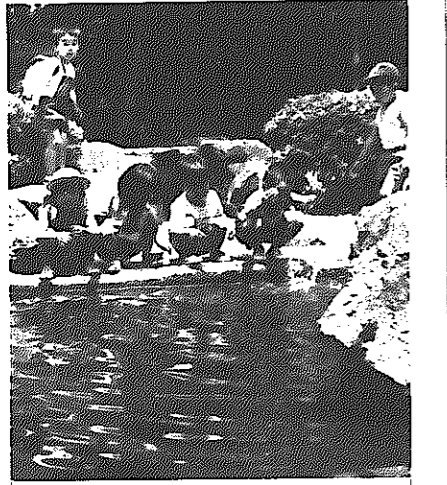
ついた人で、手続きをして猶予または免除を受けなかったが、猶予または免除を受けることのできる事由と、同等の事由があったと、文部大臣が認めたら
□申し込み問い合わせ 八月十日(土)から九月十日(月)まで、学校教育課学事係(☎三三)へどうぞ。

年金
●福祉年金
●福祉年金は八月期の福祉年金を受けたら、緑の証書をお返しくたさい

●児童扶養手当
●児童扶養手当は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、現金払いにかかわる厚生年金、船員保険年金など
日に当たるため、次の年金の支払い開始日は、八月十三日(月)となります。

シートベルト・ヘルメット 着用強調月間

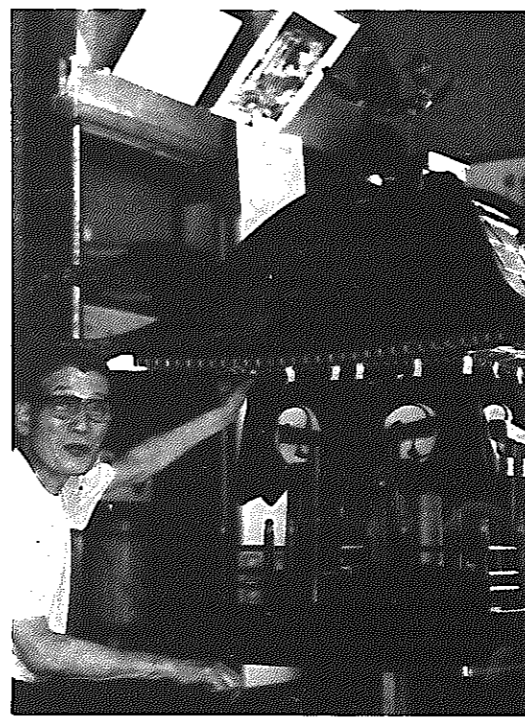
シートベルトにヘルメットしめて安心がぶって安全



子供の好きな水遊び
水の事故は
ちよつとしたスキに

まちの話題

手づくりみこしの完成に寄せて
能登の一人から、明るい話題として次のような便りと写真が寄せられました。
「能登子供育成会新旧役員」
有志の皆さんが、子供たちに夢と希望を持たせ、協調の精神を養わせるために、手づくりで子供みこしを作ろうということになりました。
昨年夏から、お互いが材料を持ち寄って製作にかかり、このほど大変りっぱなみこしが出来上がりました。早速、拝見させていただきましたが、お祭りに喜んで担いでいる子供たちの姿が、目に浮かぶようです。
たとえお金が無くても、みんな力を合わせれば、なんでもできるという精神を、子供が受け継いで成長してくれることを祈っています。



全国消費実態調査にご協力を

九月から十一月までの三か月間にわたり、昭和五十九年全国消費実態調査が実施されます。この調査は、国民生活の実態を家計の面から総合的に把握する統計調査として、昭和三十四年以來六回目になります。記入済みの家計簿やその他の調査票は、すべて統計局に集められ、集計して統計表にまとめられます。これらの結果は、国や地方公共団体の社会・経済政策や福祉行政など、消費者の生活に関係の深い各種の行政や施策の基礎資料として広く利用されます。
調査員が訪問した際には、ご協力をお願いします。



農業委員会からのお知らせ
農地の売買・交換などの農地移動の許可申請の締め切り日と農地のあっせん売渡し申出の締め切り日が、今月の受付から
「農地法第3条の許可申請は毎月15日
農地売渡しあっせん申出は毎月20日」
に変更になりました。

お盆のごみと尿収集の休み
お盆のため、次の日程でごみと尿の収集は休ませていただきます。
□ごみ 8月15日(水)
□し尿 8月15日(水)・16日(木)

